太枠内を記入の上、問い合わせる場所がわかる地図（住宅地図など）を添付し、下記担当あてＦＡＸにて送信してください。 本紙１枚につき１件で、お願いします。　　送信後、土日祝日等閉庁日を除く３日以内に回答がない場合は、機器の通信エラーの可能性もありますので、御連絡ください。

**北上市　埋蔵文化財（遺跡）有無 FAX　問い合わせ ・ 回答 票**

|  |  |
| --- | --- |
| **問い合せ****依頼者** | 社名：担当部署名：問い合わせ者氏名：電　話：　　　　　　　　　　　　/　FAX： |
| **照会場所** | 岩手県 北上市 |
| **照会理由****計画内容** | □ 土地鑑定・売買　□ 住宅・アパート　□ 宅地分譲地造成□ 店舗・工場等　 □ その他（　　　　　　　 　　） |
| 地図添付 | □ 確認チェック（住宅地図等、土地境界のわかる地図をご利用の上、照会場所の範囲を太線で囲み、内側を斜線で塗りつぶしてください。）※公図・Googleマップ・衛星写真マップ等の利用はご遠慮ください。 |

*以下は、当課が記入し返信回答いたします。*

|  |  |
| --- | --- |
| 回答 | * ① 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当します。手続きが必要です。

**遺跡名：**「照会」（１部）、「発掘届」（２部）を提出してください。添付図面は各1組ずつ、合計３組必要です。現地の取り扱いについては提出後の協議になります。※様式は下記URL及び右QRコードよりダウンロードできます。URL:<https://www.city.kitakami.iwate.jp/life/soshikikarasagasu/bunkazaika/isekihogokakari/6280.html> |
| * ② 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当しますが、過去に**調査済みです。**

手続きは不要です。**遺跡名：**　なお、工事中に土器や石器などが出土した場合は、速やかにご連絡ください。（文化財保護法第96条） |
| * ③ 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）には含まれません。手続きは不要です。

　なお、工事中に土器や石器などが出土した場合は、速やかにご連絡ください。（文化財保護法第96条） |

*（回答日：　令和　　年　　月　　日　　回答者：　　　　　　　　　　　　）*

【送付先・担当】　**北上市教育委員会　教育部　文化財課　遺跡保護係**

〒024-0０４３　岩手県北上市立花14地割62-２

電話　 0197-65-0098　／　FAX 0197-64-1759